

第23号議案

町田市公衆浴場法施行条例及び町田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年(2025年)2月20日

提出者 町田市長 石阪丈一

# 町田市公衆浴場法施行条例及び町田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

## (町田市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第1条 町田市公衆浴場法施行条例（平成24年3月町田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)</p> <p>第3条 法第3条第2項の措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 浴槽水の水質基準については、次に掲げるとおりとすること。ただし、市長は、この基準（ウ及びエに掲げる基準を除く。以下この号において同じ。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>大腸菌数</u>は、1ミリリットル中に1個以下とすること。</p> <p>エ 略</p> <p>(7)～(40) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)</p> <p>第3条 法第3条第2項の措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 浴槽水の水質基準については、次に掲げるとおりとすること。ただし、市長は、この基準（ウ及びエに掲げる基準を除く。以下この号において同じ。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>大腸菌群数</u>は、1ミリリットル中に1個以下とすること。</p> <p>エ 略</p> <p>(7)～(40) 略</p> <p>2・3 略</p>

## (町田市旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 町田市旅館業法施行条例（平成24年3月町田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(宿泊者の衛生に必要な措置の基準)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>(宿泊者の衛生に必要な措置の基準)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p>

(1) ~ (6) 略

(7) 浴室については、次に掲げる措置を講ずること。

ア～オ 略

カ 沐槽水の水質基準については、次に掲げるとおりとすること。ただし、市長は、この基準（（ウ）及び（エ）に掲げる基準を除く。以下このカにおいて同じ。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。

（ア）・（イ） 略

（ウ） 大腸菌数は、1ミリリットル中に1個以下とすること。

（エ） 略

キ・ク 略

(8) ~ (11) 略

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第9条 略

2 前条第2号イ及びウ並びに同条第3号から第7号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

(構造設備基準の適用除外)

第11条 略

2 前項に規定するもののほか、その構造設備が第8条第6号（第9条第2項（前条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による必要がない場合又はこれらの規定により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、これらの規定を適用しないことができる。

(1) ~ (6) 略

(7) 浴室については、次に掲げる措置を講ずること。

ア～オ 略

カ 沐槽水の水質基準については、次に掲げるとおりとすること。ただし、市長は、この基準（（ウ）及び（エ）に掲げる基準を除く。以下このカにおいて同じ。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。

（ア）・（イ） 略

（ウ） 大腸菌群数は、1ミリリットル中に1個以下とすること。

（エ） 略

キ・ク 略

(8) ~ (11) 略

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第9条 略

2 第8条第2号イ及びウ並びに同条第3号から第7号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

(構造設備基準の適用除外)

第11条 略

2 前項に規定するもののほか、その構造設備が第8条第6号（第9条第2項（第10条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による必要がない場合又はこれらの規定により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、これらの規定を適用しないことができる。

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。